

民法第六百五十四條及び第六百五十五條の規

定（民法條文參照）は、夫が妻の財産を管理し

又は妻が夫の代理を爲す場合に準用します、

第十、財産權の推定

妻又は入夫が婚姻前から有せる財産や婚姻中

自分の名で得た財産は特有財産となります。夫

婦の孰れに屬するか知れない財産は、夫又は女

戸主の財産と推定します。（續く）

玩弄紙幣六万三千八百七十五圓を所持せる子供は曰

一金五万圓 銀行貯蓄

一金一万圓 生命保險

一金二千九百圓 食物

一金百圓 慈善費

一金八百圓 つかひ物

一金七十五圓 ヒヤノ

靴屋の小供

米 溪

これは予が實際の感懐如何にもと思はれしま
、書きつく婦人と子供へとて。

麴町に一軒の小やかなる借店して、靴直しを職
とする夫婦の者あり、ふと通り掛りしまゝに、靴の
磨きを命ずれば、主人の男町嚙に會釋して、掃除
も一通りならず、其の面ざしも由ありげにさへ見
えて、かゝる社會の者には有りがちの疎故なる處
もなく、質實なる様尋常ならざりしが、折りふし
小ざき足駄の音忙はしく走せ歸りしは、三歳四歳
五歳とは見えぬ女の兒の、小ざき笛を手にせるを
吃と見るや、彼の靴工が、忽ちさと氣色變へたる
が、言葉はやさしく、

「其の笛如何せしぞ人の物に非ずや、」

と詰るに、小供は口の中にて何やらん囁くは言
 ひ譯の積りなるべし、母も戸棚の後より聲して、
 「笛は家にも在るものを、如何にせしぞ、人の
 物奪るにはあらず、」

と戒むれば、父の靴工は更に又

「奪たにあらずとや、其れならばよし拾うたと
 云ふか、さらばよき様なるが、其は隣りの子のも
 のならずや、假令拾うたにせよ、隣りの子が下さ
 いと云は、必ず渡すべきぞ、」

と云ふ詞も情ありて、嚴に失せず寛に流れず、
 予れ暫時、其の光景の如何にも心ある様に、感に
 堪えで見えてありしが、彼の兒は、暫時もぢ、せ
 し後、ツト、走り去りしと思ひしが、間もなく歸
 り來るを見れば、手には曩時の笛も持たず、彼の
 靴工更に其を見て、

「歸して來るか」

と尋ねれば點頭するに母も亦詞を添へて、

「笛は家にもあり、欲しきものは家にて云へ、
 人のものは決して欲しく思ふべきにあらず、」

と戒めつゝ、手箱のうちより小さき笛取り出して
 吹いて見すれば、手をさし延べて請け取りて嬉々
 たり、

予れ此の光景の心ある家庭にも見まはしき様を
 今與行とてもあらぬ、一間間口の借り店の、而も
 靴工の家庭に見るかと思へば、いと其の手柄も
 心掛けも俥ばれて、錢囊より小錢取り出で、

「よく還したり、」

とて與ふれば、父母のものゝいと嬉しげに禮
 云ひながら更に又

「夫れよく還したとて下されしよ、頂け而して

決して人の物持て還るにはあらずよ」

と云ひ足したり。

世には名も知れぬもの、裡にも、徳ある者もあるものよ、之れ果して眞の市井の細民か、世を外にせる徒か、

教ふるにも道あり、正しからざるべからず、導くにも方あり寛嚴宜しきを制せざるべからず、法に泥めば道死し、道に拘はれば人死す、寛嚴は手心なり、方法は規矩なり、泥ます拘はらず、運用の妙存す、人を造るもの、尤も難しとする所なるを、今此の靴工果して何者ぞ 法を持する正にして枉げず、道を行ふこと優にして迫らず、曲げず殺さず以て中道を制す、實に教育の極致を得たるものにあらずや感ずるまゝに記す。

貞一の日記 (承前) (明治卅六年) (五月生男兒)

その 母

明治卅九年一月二日

父と渡部の伯母はんの許へ、年始に行き、百合子さんが、まだ着物もさかへず居るを見て、變なふべ、こわい〜といつて、傍へもよらずやがて、着物をかへたれば、喜んで傍へ行つて、ヴァイオリンを弾かしてもらふ、年玉に反物を、百合子さんに上ると、

これ母さんもらつたのおべ〜といふ、母が他よりもらひし物なりと、いふ意味なり、夜、ランブ臺を見て、ランブの腰掛といふ、

一月五日 此頃唱歌を、自分で作りかへて唱ふ、おとーさん、おかわさん、はやくで、ごらんよの歌を、おぢいさん、おばさん、雀〜の歌の終のさよなら、みなさんチウ〜を、さよなら、貞